

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号
許認可等の種類	宗教法人の任意解散の認証		
根拠法令条例等・条項	宗教法人法第44条第1項		
許認可等の概要	宗教法人の任意解散の認証		
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<規則等の認証に関する審査基準及び標準処理期間> 宗教法人法(昭和26年法律第91号。以下「法」という。)に基づく規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証に関する審査に当たっては、法の規定のほか、特に以下の点に留意して行うものとする。 第3 合併及び任意解散の認証について 法第38条又は第45条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。 第4 標準処理期間 第1から第3の認証に係る標準処理期間は、3月とする。		
基準の制定根拠	規則等の認証に関する審査基準及び標準処理期間		
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)			
	3月		
期間の制定根拠	規則等の認証に関する審査基準及び標準処理期間		